

官僚任用制度確立期における文部省と文部省視学官

松谷昇蔵

はじめに

本稿は、文部省視学官に焦点を当てることで、官僚制と教育行政との関係性を問うものである。

一八九三年一〇月に文官任用令と文官試験規則が制定され、文官高等試験（以下、高文試験）が実施された。これにより、帝国大学法科大学（以下、帝大法科）出身者を中心に法学を修めた人材が、試験を経て各官庁に任用されることになる。文官試験試験補及見習規則（一八八七年七月制定、文官任用令の制定により廃止）という前段階を経て、属人的な情実人事ではなく、制度に裏打ちされた官僚の任用がここに確立するのである。^①

官僚任用制度が確立していくなかで、教育行政の担い手はどのように変化していったのだろうか。結論から言えば、各省と同様に、文部省も帝大法科出身で試験を経た人材を除々に登庸し、一九〇〇

官僚任用制度確立期における文部省と文部省視学官

年までには省内における高等官の大半がそうした官僚によって占められるようになった。これにより文部行政の担い手の性格は、従来と大きく異なっていた。しかし、一方で法学士の官僚ではどうしても補いきれない部分が教育行政には存在したと考えられ、そのような領域をカバーしたのが文部省視学官であった。このことは、視学官ポストが一八九七年に銓衡任用として省内に復活し、さらに一八九九年には特別任用となり、一般任用の官僚とは異なる経路で任用されていたことから明らかである。

したがって、文部省視学官を検討することは、視学官それ自体の把握だけでなく、文部省内における一般任用の官僚との関係性を考察するうえでも重要であると考えられる。

しかし、文部省視学官を扱った研究は意外なほど少ない。このことは、地方視学・視学官に関する研究が蓄積されている状況とは対照的である。^②文部省視学官を中心に検討した研究は、鈴木博雄らのグループによって一九九〇年にまとめられた『日本近代教育史の研

究』中の鈴木や掛本勲夫、麻生千明の論稿があるのみである。⁽³⁾これらの論稿の特長はなんといっても文部官僚で、視学官も務めた中川の史料（主に日記史料）を発掘したことである。

中川の史料を通して、これまで「十分な解明がされているとはいえない」⁽⁴⁾視学官の巡視実態について、自由民権運動への対応、府県教育に関するアクターとの関係の構築、それに伴う学校長をはじめとする学校現場の教員との連携、教育法令の策定・遵守と視学業務との関係性などを明らかにした。このことは、たんに視学官による諸学校の教育方法や設備などの視察を明らかにしただけではなく、視学官が教育行政における中央地方関係や文部省と学校とのパイプ役をいかに果たしたかということが、史料を通じて示されている。

本稿の問題意識から重要なのは掛本の論稿である。掛本が検討を行った一八九九年の特別任命令制定までの文部省視学官ポストの制度的変遷、省外（主に教育雑誌）からの視学官ポストに対する論評は、本稿とも重なるところがある。掛本論文の主なる成果が巡視に従事した中川の史料を通して、視学官である中川の言動、特に府県教育会や府県連合学会への積極的関与を明らかにしたことであるが、逆に中川が視学官を退いて（一八八八年五月）以降の検討は、視学官の制度的変遷と雑誌上の評価が主となっている。

それゆえ、掛本の論稿において視学官と官僚任用制度との関係性は法制的な事実確認を記すにとどまる。官僚任用制度の進展による文部官僚の変化が、視学官ポストにどのような影響を与えたのか、

特に高文試験を経て、任用された官僚が文部省に入省することで、文部省全体がどのように変化し、視学官がどのように位置づけられたのか、ということについては言及されていない。

しかし、前述した本稿の問題意識から、これらの問いに応えることは不可欠である。したがって、本稿では、視学業務の担い手の変化を文部官僚の性格の変遷と関連づけながら論じる。また、官僚制の動向と一般任用による官僚の存在に留意しながら、文部省視学官を考察する。

一 視学制度と視学担当者の変遷

——視学官再設置以前

本節では、一八九七年に視学官ポストが再設置される以前までを論じていく。

一八七二年の「学制」制定以降、視学は文部省内の督学局（七四年四月以降は文部省外局）の局員が担っていたが、七七年一月の督学局の廢局以後は、高等官を含む文部本省の官僚が視学を行うことになり、同年九月に「学区巡視条例」が制定された。⁽⁵⁾一八八六年二月の文部省官制によって、省内に視学官が設置されるまでは、視学は卿・局長から属（判任官）まで省内のすべての官僚が行う（行う可能性がある）重要な省務の一つであった。⁽⁶⁾

視学官設置以前の状況を、一八八一年当時、文部少書記官であつ

た伊沢修二は、「これ（文部少書記官―引用者注）は今日の視学官の仕事をも務めた。今日は官制上に視学官といふものがあるけれども、当時は書記官中から命ぜられて地方を巡視したもので、其時にはこれを巡視官と云った」と回想している。⁽⁷⁾

一八八六年二月の文部省官制によって視学官が設置される。この視学官の新設は、初代文部大臣の森有礼が、学事の視察を重視したことによる。⁽⁸⁾ 当該期は諸学校令が制定されており、この諸学校令の趣旨を各地へ認知させることが、視学官に課された重要な任務であったと考えられる。

この時期の視学官については、前述の掛本が九三年一〇月視学官の廃止まで詳細に論じているので、本稿と関連する、①中川元の視学官就任について、②『教育時論』（以下、『時論』）上で掲載された視学官の評論についての二点のみに言及する。

まず、文相森は新設した視学官ポストに久保春景、後には檜垣直右を登用する。両者は視学官就任以前にそれぞれ兵庫県学務課長、石川県学務課長を務めていることから、森は地方学事に携わっていた人物を視学官に就任させた。ただし、本省勤務の長い中川元や野村綱など本省官僚も視学官に就任していることは注目に値する。⁽⁹⁾ 掛本は、中川が視学官に任命された理由として、「教育学の専門的知識は別としても、教育行政上の教養をもっていた」としている。⁽¹⁰⁾ たしかに、そのような側面もあるが、文部省全体のポストのなかに視学官を位置づけると、それとは異なる見方もできる。

官僚任用制度確立期における文部省と文部省視学官

森文相期における高等官ポストの官等を基準に降順に記載すると、次官・局長・参事官・視学官・書記官となる。奏任四等の中川は視学官が書記官相当となる。書記官は総務局の各課長を兼任する事務的性格の強い官僚（青木保、内藤素行、山田行元など）、あるいは山口半六（建築）、物集高見（国語）、能勢栄（倫理）、田中稻城（図書館）など自己の専門を有する人材で占められていた。そのため、海外の教育事情に精通する中川は視学官が適当であると判断されたと考えられる。後に、中川は一八八八年五月に大臣秘書官に就任し、翌月に奏任三等に昇叙されており、九一年二月には参事官に就任していることから、官等を上昇させて、本省の要職を歴任していった文部官僚といえる。当該期は中川のような本省のポストを歴任してきた官僚が、官等の序列から視学官をも務めることができたのである。

二点目は視学官に対する省外からの評論である。『時論』は一七二号に「視学官及其人物」を掲載し、それに反応した多田房之輔が同誌の一八三号に視学官についての持論を提示した。⁽¹¹⁾ 掛本も指摘しているように、両記事は視学官が教育に通底した人物が必要であるという認識において差異はない。結局のところ、多田も「視学適任者」について、「教育の学理に長じ、経験に富み、特に熱心勇為、果斷、才幹等の諸徳を併有し、且一般の教育社会に於て、充分に信用を博し、他人の之を畏敬するの人」と述べており、「視学官及其人物」とほぼ同様の主旨に収まっているのである。

表1 参事官の兼任期（1894～96年）

1894年		
人名	兼	職
嘉納治五郎		高等師範学校長
由布武三郎		高等商業学校長
青木保		本省書記官
寺田勇吉		第一高等中学校教授、本省普通学務局員
椿秦一郎		華族女学校幹事
渡部董之介		本省普通学務局員
岡田良平		山口高等中学校長
牧瀬五一郎		本省秘書官
1895年		
人名	兼	職
秋月新太郎		女子高等師範学校長
嘉納治五郎		高等師範学校長
由布武三郎		なし
川上彦次		なし
寺田勇吉		本省文書課長・文官普通試験委員
小山健三		高等商業学校長
渡部董之介		本省図書課員・普通学務局員
秋月左都夫		なし
岡田良平		山口高等学校長
佐脇安文		衆議院書記官
1896年		
人名	兼	職
秋月新太郎		女子高等師範学校長
嘉納治五郎		高等師範学校長
由布武三郎		文官普通試験委員
川上彦次		なし
寺田勇吉		本省文書課長・普通学務局員・文官普通試験委員
小山健三		高等商業学校長
岡田良平		なし
渡部董之介		本省図書課員・普通学務局員

内閣官報局『職員録』（甲）の各年を参照。

この後、視学官は官制改革の影響を受け、一八九三年一〇月に廃止される。同年一月に「視学官規程」を定めていたことから、文部省としても視学官の廃止は想定外のことであったと考えられる。改正前の文部省内は大官官房を除けば、局はすでに専門・普通学務局の二局があるのみで、省の基礎原局を廃止にすることは事実上不可能であるため、視学部・視学官の廃止に踏み切ったのである。

しかし、文部省による視学は継続され、業務を参事官が行うことになる。それに伴い、参事官ポストの人員が拡充され、多くが省直轄学校長や教職の兼職者・経験者で占められることになった。この人選は、参事官に視学業務が組み込まれたことによるものと考えら

れる（表1）。このような状況に対して、「教員は教育制度を議する勿れと訓示する」文部省において、多くの「政務者」が「教務者」を兼ねていると批判する記事も見られた。⁽¹²⁾

では、校長や教員など学校現場の経験が視学を行い得る能力であり、参事官に求められるのであれば、それとは異なる経歴を持つ人物の参事官の就任はどのように受け止められたのか。その点で、外交官として経歴を積んできた秋月左都夫が参事官に就任した時の『教育報知』（以下『報知』）の記事を見ておきたい。⁽¹³⁾ まず、記事は秋月の参事官就任について、「杞憂することなき能はず」と懸念を示し、その理由を次のように記す。

文部省に参事官たる者は必ずや此の教育に関して、大に智識と経験とを有する者たらざるべからず。豈只然るのみならん。文部参事官は殊に学事視察を為すべきの重任あり。此の重任たるや決して尋常一様の俗吏若しくは、学者に於て之れを全ふすべきにあらず。必ずや識あり見ある所の教育家ならざるべからず。

この『報知』の主張からも、視学業務が組み込まれた参事官は、「尋常一様の俗吏」と「学者」では役職を全うできないと見なされ、見識のある「教育家」でなくてはならないと考えられてきたことが分かる。

以上、ここまで検討してきたことをまとめると、まず視学官ポスト設置前に視学業務を担ってきたのは、文部官僚全員が視学を担当した。視学官ポスト設置以降視学官が視学を担ったが、視学官が廃止されてからは、それが参事官に組み込まれた。

ここで注目すべきは、本節までの視学官は本省幹部ポストが開かれており、「特別」なポストではなかったということである。このことは、視学官設置前は言うまでもなく、視学官設置後も前述の中川、あるいは野村綱が視学官ののち参事官へと昇進していることから分かる。また、一八九三年の視学官廃止直前に視学官を務めており、廃止されてからは参事官をも務めた渡部董之介や牧瀬五一郎は、帝大文科大学を卒業し、試補として文部省に入省した人物であ

り、後に本省幹部として長期にわたって省務を掌った人物であった。⁽¹⁴⁾

二 視学官の再設置と文部官僚像

(一) 視学官の再設置

前述のように参事官が視学を行っていたが、一八九七年一月九日の文部省官制の改正によって視学官が再設置された。この過程は次のようになる。

まず、同年八月一四日に、文相蜂須賀賀茂韶が首相松方正義に文部省官制の改正を要求する。⁽¹⁵⁾ 改正の要点は、①実業教育局、②図書局、③視学局という三局と、④学校衛生主事の新設であり、それに関連する人員の拡充であった。結果として、関連人員は要求したよりも削減されたが、視学局の新設を除いて、基本的にはすべてが認可されている。しかし、視学局の新設に関しては、「専門・普通及実業の諸局に於て学事の改良を企画する」ため、「別に一局を新設するの必要を認めず」とされた。また「視学官の員数も呈案の如く多きを要せざるべし」という回答であったが、専任視学官七人の設置は認められた。

文部省が、視学局・専任視学官の設置を求めた理由としては、①地方視学が小学校の視察を行っているが、それ以外の学校の視察が出来ていないこと、②全国を通して学政上の施設を監視する機関がないこと、という二点を挙げている。地方視学との関係とも関わる

が、文部省としては地方の学事状況について道府県や内務省との連携だけでなく、その情報を自ら掌握しておきたかったということが、以上の理由の根本にある。すなわち、府県が監督する地方教育行政は文部行政の弱点とも言え、それを補うものとして視学官ポストが考えられていたのである。

しかし、「特別の技能を要する」として設置にこぎつけた視学官は、「専任」という規定にもかかわらず、それ以前と同様に主に参事官の兼任によって担われることになる(表2)。視学官の多くが兼任になったのは、予算・人員に対して省内のポスト数が見合っていなかったのが理由であり、視学官に限らず多くのポストで兼任が生じた¹⁶⁾。以前から専任視学官の設置を唱えていた『時論』は、このような状況に「新局長、新視学官とも、当分は現在の局長・参事官の兼任なりといふに於ては、何故小共欺しのやうに、かくも急ぎて発布せしか」と官制の改正、ひいては不完全な視学官の任用を批判している¹⁷⁾。

この視学官の兼任・専任の問題については、文部省・文部官僚のアイデンティティに絡むより大きな問題が内包されていた。たとえば、「文部省其の者が、視学の省なれば、其の内殊に視学局を設くるが如きは、不道理なり。文部省官吏は、其の大臣を始めとし、出でては視学し、入りては省務を執るべきもの、其の他別に専任視学官を置くべき要あらんや」という意見があると『時論』は記している¹⁸⁾。文部省は「視学の省」であるから、特に視学局・視学官の設置

表2 特別任用令以前の視学官

1897年	兼 職
寺田勇吉	参事官、文官普通試験委員、会計課長、書記官
岡田良平	参事官、文官普通試験委員
福原鎌二郎	参事官、高等学務局兼勤
岡五郎	なし
正木直彦	文官普通試験委員
武部直松	なし
1899年	兼 職
寺田勇吉	参事官、普通学務局員、会計課長、書記官
岡田良平	参事官、専門学務局員、文官普通試験委員
野尻精一	普通学務局員
谷本富	高等師範学校教授、普通学務局員
福原鎌二郎	参事官、文官普通試験委員
岡五郎	普通学務局兼勤
正木直彦	秘書官、美術課長、文官普通試験委員
梶山延太郎	専門学務局第二課長
白坂栄彦	専門学務局第三課長

内閣官報局編『職員録』(甲)を参照。1899年『職員録』は同年2月1日調査のため、6月制定の視学官及視学特別任用令以前のものである。なお、1898年分の『職員録』(甲)は存在しない。

は必要ないというのである。後に『時論』は、当該期の文部当局者にもこのような認識が共有されていたと述べている¹⁹⁾。もちろん、視学官の専任制の導入を主張する『時論』の場合は、このような意見を紹介したうえで、それでも専任視学官が必要だと主張するのである²⁰⁾。

この『時論』の記事の他にも、『読売新聞』(以下、『読売』)の記事は次のように記す。

従来の視学官は多くは兼任なるを以て、明年度は専任の視学官を増すべき計画ありて、既に予算も編製しある由なるが、尚ほ

文部当局者は何れも視学・監督の任にあるものなれば、入ては局長となり出でては視学を掌らしむることとし、局長にも視学官を兼任せしむべしと。

これらの記事はどちらも、文部省に視学の省、あるいは文部官僚に視学を行う官僚、という認識を示している。両記事は一八九八年のものであるが、当該期においてもなお視学が文部省・文部官僚全体に関わるものと認識されていたのである。そして、実際に参事官が視学官を兼任することが可能であったということは、注目すべきであろう。

また、専任・兼任の問題とは別に、同年一〇月の『朝日新聞』（以下、『朝日』）には「将来自治制度円満に行はれ地方教育の実業発達するに従ひ、文部省の事業は設計よりは寧ろ監督にあり」として、その「監督」のためには視学制度の完備が不可欠と主張する記事が掲載されている。⁽²¹⁾ そのうえで、本記事は視学官の官等が参事官・書記官・秘書官などより低いことを問題し、「能く視学の責任を尽くし得るや」と述べる。

この『朝日』の記事で重要なのは、教育行政機関の役割が「設計」から「監督」へ変化したという時代認識である。では、この過渡的な時代において、視学官だけではなく文部省・文部官僚を取り巻く環境は、どのような状況にあったのであろうか。次項ではそのことを中心に見ていきたい。

官僚任用制度確立期における文部省と文部省視学官

(二) 法令事務の増加と監督官庁としての文部省

—揺らぐ文部官僚像—

視学官が再設置された一八九七年は、いわゆる「戦後経営」期であり、各省において事業の拡充を伴う政策構想が企図されていた。⁽²²⁾ 文部省も例外ではなく、実現はされなかったが、各種学校の整備拡張を目指した、いわゆる「八年計画」を策定している。

このような状況のなかで、当時の文部省について『朝日』は次のように報じる。⁽²³⁾ まず、「文部の今日は方に規則改正時代なり」としたうえで、森文相期は「一旦精査の後大蔵省に廻附せる事業費は当時如何なる故障出るも断々乎として必ず遂行せざるなき」状況であったが、「今日の文部方針は全然右と反対」になったと評価する。すなわち、今日の文部省は、「事業費削除せらるる畜に二三ならざるに拘らず、如今法文雨下窮る所」がないのが現状で、その法文の作成のために、「局課の配置属僚の増加、僚は高等官の遽然従来に倍加せる杯、沙汰の限りなり」としている。

記事のように文部省内の判任官（属僚）、高等官が「倍加」と言う程には増加した訳ではないが、⁽²⁴⁾ 「規則改正」時代の行政事務の拡大を印象づける記述であろう。実際に、教育法令の件数を見てみると、告示・官報事項・往復文書（收受・発送）が日清戦前期と比較して急増している。⁽²⁵⁾

以上のように、一八九七〜九八年は「規則改正」の時期であり、それに伴い行政事務が増加した。このように行政を取り巻く状況が

変化していくなかで、官僚に求められる能力も変化する。文部官僚に關していえば、既存の官僚像が動揺していくことになる。すなわち、旧来の文部官僚像が新しいその挑戦を受けることになるのである。

たとえば、『読売』は「某教育家の文部省談」として、古今の文部官僚について、

我邦は古來文部省といへば教育の府と仰められ、之が局に當るものは皆教育の志（つと）深き者と見做され居るに、今や俄然其方針を改め單に敏腕の才子を挙げて、事務を掌らしめんとせば、其下に支配せらるる者は、感情上大に希望に反するものあるを以て教育者と当局者の間に衝突を來たし、

ているとする。⁽²⁶⁾ここで、旧文部官僚＝「教育の志（つと）深き者」とし、それに対して新しい文部官僚＝「敏腕の才子」というと図式が記されている。そして、その後、文部省の仕事は「單に従來の法令を墨守し、之を實行するのみに止らず、時に応じ機に臨みて漸次改善を要す」るので、「之が局に當る人は是非共教育に志ある者なるを要す」と述べる。しかし、「現今の当局者を見るに名は監督の位置にあれど、毫も其實を顯したるを見ず」と現在の文部官僚を批判している。

また、『時論⁽²⁷⁾』に目を向けると、前項の『朝日』の記事と同様に、

「此頃文部省よりは、法令下ること雨の如し」と述べ、その原因を當時次官であった都筑馨六に求める。そこでは「次官になりたる徴しに、其長所と誇り給ふ法令の才を揮り舞はして、此際一時に教育法令を完備にせんとの意趣より出でたり」と記す。そのうえで、法令の完備が悪いことではないが、文部省の事務はそれにとどまらな（い）とし、次のように述べる。

法制局などにありてこそ、法令のみにても治まるべけれ、文部の事務は、人心を支配し、徳化を布くにあれば、其本務は、よき教育家を文部の配下に容れ、暖なる情誼を保ちて、教育界の全体が進行するやう為すにあるべし。文部省の現今の挙動は、それ本末を誤れるにあらざるなきを得んや。

この記述から、文部省の事務は「徳化」が本であり、そのため「よき教育家を配下に容れ」なければならないとし、「法令」は末であると説く。そして、現在の文部省は本末を誤っていると述べるのである。

ここで文部省事務における本末転倒の一因とされる都筑馨六について補足しておきたい。都筑が文部次官に就任したのは、第二次松方正義内閣期で、蜂須賀茂韶文相の要望によって一八九七年五月に次官に就任する。その前月には普通学務局長に安広伴一郎が就任している。両者は文部省内や学校長などの教育・教育行政に關係する

経歴を持っていなかったため、文部省内外から批判を受けた。⁽²⁸⁾ 注目するべきは、両者を登庸する際に「教育専門の事に幾分か智識を欠くも行政練達の士を挙ぐるの可なるを信じて」という蜂須賀の発言であろう。⁽²⁹⁾

都筑や安広の能力については、蜂須賀や文部省内だけでなく、教育雑誌にも認識されていた。また、就任直前や直後に見られた両者の教育経歴に関する批判は、就任後しばらくするとトーンは弱まり、『時論』をみると次のような評価にいたる。⁽³⁰⁾

文部省は教育行政の府なり、教育所にあらず。是の故に其の長官次官局長たるものに要する所は行政的才幹にして、教育の知識技能にあらず。従来文部省の弊たる、教育の知識技能を有するものは多少是れありしも、行政的敏腕家の嘗て省内にあらずりに職由す。今大臣は仮令へ無力無能なるも、都筑次官安広局長は最も敏腕なる行政家なれば、今の文部省は独り空前のみならず、又絶後の良文部省なるべし。

また、二ヶ月後の記事では、

省内の事務は、此頃殊に活発となり。これ迄参事官室にて煙草を吹かして居たる参事官も、此頃は欠伸をして居られず。是迄月に一度か二度位呼鈴を聞きたる学校衛生主事も、日に二三度

の通告を受け、其他課長なり課員なり、時々次官局長のあら探しに逢ひて閉口すること屢々なりとぞ。これ次官だの局長だのと申す方々が法律なり、数理なりにて頭をねり上げ給ひたるに依るといふ。されば、法律づくめ、数理づくめにて文部省の事務は、従来の緩慢に引きかへ随分活発になれりと聞く、と評価されている。⁽³¹⁾

両記事から都筑・安広に対する評価が新旧の文部官僚の二項対立的な記述へ直結していることが分かる。前者は、従来の文部官僚は「教育の知識技能」はあったが、「行政的才幹」を持つ人物はおらず、新たに文部省に入った都筑・安広はそれを有していると記す。後者は、従来の文部省事務が緩慢であったということを喫煙する参事官という記述でシンボリックに表している。そこに両者が「法律なり、数理なりにて頭をねり上げ」、結果として文部省事務は「法律づくめ」になり、活発になったと記されている。

ここで急いで付け加えるべきは、両記事は両者を決して肯定的には評価していないということである。引用部分の記事の後にはそれでもなお都筑・安広の文部省体制を批判しており、その前置きとしての記述が前述の両者の評価なのである。⁽³²⁾ とはいえ、両者の入省は従来の文部省・文部官僚のあり方として共有されてきたものとは異なり、これに動揺をもたらすものであった。そして、批判を内包しながらも、「行政的才幹」や「法律なり、数理なり」という専門性

を持つ官僚に対して、『時論』ですら一定の評価をせざるを得なくなってきたのである。

本節の議論をまとめる。一八九七年一〇月に視学官が再設置されるが、兼任が多くを占め、不完全なものであった。その反面、文部省・文部官僚には「視学の省」や「何れも視学・監督の任にあるもの」というイメージがあり、視学局や専任視学官の新設に否定的な見解もあった。前節でも見てきたように、元来視学業務は視学官設置以前には文部官僚すべての業務であり、視学官廃止後には参事官の業務に組み込まれた。つまり、この時期に見られる視学官の兼任は、従来の文部省からすれば「自然」なことであった。

また、視学官が再設置される一八九七、九八年はいわゆる「戦後経営」期であり、「設計」から「監督」、「規則改正時代」という認識があった。そのなかで文部官僚に求められる役割も漸次変化していった。「敏腕なる行政家」である都筑・安広の入省により、文部官僚における新旧のイメージの変化が鮮明に描かれることになった。

実はこの新旧文部官僚のイメージの問題は、両者の入省時の一時的なものではなく、その後の文部省内の官僚登庸やポストのあり方、文部省の組織文化とも関わるものであった。すなわち、法学士で高文試験を経た「行政的才幹」をある程度保証されている官僚と、各教科教育を専門とする「教育の知識技能」を持つ官僚の両者の人事や文部官僚の専門性の問題にもつながっていく。次節ではその過程と結果を見ていく。

三 視学官制度の確立と官僚制度の展開

(一) 特別任用令の制定

銓衡任用であった視学官は、一八九九年六月一五日に視学官及視学特別任用令によって、任用の規定が明文化された。従来の研究では、この特別任用令の意義は、主に地方視学官に向けられてきた。⁽³³⁾

ここでは、一八九九年に特別任用令によって府県に初めて視学官が設置され、「教育家」が視学業務に従事する体制が整えられたと評価する。しかし、明治末期から一時の廃止を挟んで徐々に視学業務が一般行政に組み込まれて、一九一三年の府県視学官の再置の際には、視学業務も一般任用の行政官によって行われるようになっていく過程が論じられている。府県教育行政が一般行政に「従属」していく過程を府県視学官・視学の視点から浮かび上がらせている。⁽³⁴⁾

筆者は、本規定が文部省内の組織形成を考察するうえでも重要な意味を持つと考えている。とりわけ、後述するように、文部省視学官は地方のそれとは異なり、「教育家」が担っていくことには後年まで変化しない。むしろ、各視学官が専門とする教科教育・教育次元が分化していき、「教育」という大枠では視学官ポストを捉えることが難しくなっていく。本節では、任用令の成立過程と当該期の文部省内の状況、そして任用令制定以降の視学官ポストについて論じていく。

まず、特別任用令が制定されたのは一八九九年六月十五日であるが、その二ヶ月前の四月四日にはすでに文相樺山資紀から首相の山県有朋へ、特別任用令の請議を行つて⁽³⁵⁾いる。その理由としては、「視学官及視学は特に教育上経歴ある者に就き専任するの必要有之候」というものであった。六月六日の閣議で「視学官及視学は教育上経歴ある者より任用するの必要あるに付本案の制定を要するものにして相当の儀と思考す」として、異議なく閣議決定された。特別任用令の条文を見ても明らかであるが、視学官任用は教育上の経歴が最重要とされた⁽³⁶⁾。つまり、省内において「特別」の専門性が必須であり、それが「教育上の経歴」であった。

一方で、この時期は官僚一般の専門性も強化されていく。具体的には、特別任用令請議の約一週間前にあたる三月二八日の文官任用令改正が挙げられる。周知のように、この改正の要点は勅任ポストの自由任用枠が大きく制限され、奏任の官僚（参事官・書記官）における勅任ポスト（次官・局長）への昇進ルートが明確化・固定化されたことにある。改正の理由書の一部を引用する⁽³⁷⁾。

今や我国は尚ほ立憲制度創設の時代に属し、国の理想未だ発達せず。従て未だ法治行政の実を挙ぐるの機運に達せずと雖も、法令既に頗る詳密にして官吏に自由専断の余地少なく、行政は漸く一の専門技術たらんとするの期に達せり。是を以て行政官たる者は唯天賦の才能のみに憑りて其任務を全くし得可きに非

官僚任用制度確立期における文部省と文部省視学官

ず。必ずや行政に須要なる専門の学識を有せざる可からず。故に行政官の任用は其忠実なる資質を要するの外、又専門の学識を具ふる者を選まざる可からず。

もちろん文官任用令の改正については、政党の官界への進出を阻止するという政治的な意図があったことに留意すべきであるが、本稿で重要なのは、理由書中の「行政は漸く一の専門技術たらんとするの期に達せり」という記述である。「法令が頗る詳密」になり、「専門の学識」を有している官僚が「法治行政」を担うべきであると述べているが、ここでいう「専門の学識を具ふる者」とは法学的専門性をもった官僚、すなわち法学士で、高文試験を経た官僚を念頭においている。実際に、この頃すでに帝大法科出身の官僚が各省の奏任官ポストの大半を占めていた。彼らは日露戦後には局長、一九一〇年代には次官となつていく。

以上を踏まえて、視学官及視学特別任用令を見れば、「行政に須要なる専門の学識」を基軸とした官僚とは別の専門性、すなわち「教育上の経歴」を前提とする官僚を文部省は確保する必要がある、それを視学官に担わせたことがわかる。一八九九年以降を見ると、文部省でも奏任官ポストはほぼ帝大法科出身者で占められており（表3）、文官任用令の改正によって勅任官ポストまでが彼らによって占められることが近い将来に予想された。

そして、このような省内の状況と、前節の都筑・安広入省時の「教

表3 日清戦争後の文部高等官の変移

1895 (明治28) 年		1896 (明治29) 年		1897 (明治30) 年		1899 (明治32) 年		1900 (明治33) 年		1901 (明治34) 年		1902 (明治35) 年		1903 (明治36) 年		1904 (明治37) 年	
役職	人名	役職	人名	役職	人名	役職	人名										
次官	牧野伸顯	次官	牧野伸顯	次官	菊池大麓	次官	相田盛文	次官	奥田義人	総務長官	梅謙次郎	総務長官	岡田良平	総務長官	岡田良平	次官	木場貞良
秘書官	中川小十郎	秘書官	中川小十郎	秘書官	河内信朝	秘書官	上田万年	秘書官	岡田良平	秘書官	重岡薫五郎	秘書官	田所美治	秘書官	田所美治	秘書官	松浦鎮次郎
文書課長	寺田勇吉	文書課長	寺田勇吉	文書課長	寺田勇吉	同	權山登英	文書課長	寺田勇吉	人事課長	原田十衛	人事課長	田所美治	人事課長	田所美治	文書課長	赤司鷹一郎
会計課長	永井久一郎	会計課長	永井久一郎	会計課長	寺田勇吉	同	正木直彦	文書課長	寺田勇吉	文書課長	松村茂助	文書課長	松村茂助	文書課長	松村茂助	文書課長	赤司鷹一郎
図書課長	秋月新太郎	図書課長	秋月新太郎	図書課長	寺田勇吉	同	渡部董之介	図書課長	寺田勇吉	図書課長	小谷匡(心得)	図書課長	福原鏡二郎	図書課長	福原鏡二郎	図書課長	福原鏡二郎
	嘉納治五郎		嘉納治五郎		岡田良平		渡部董之介		岡田良平		岡田良平		渡部董之助		渡部董之助		渡部董之助
	由布武三郎		由布武三郎		岡田良平		寺田勇吉		寺田勇吉		寺田勇吉		福原鏡二郎		福原鏡二郎		福原鏡二郎
	川上彦次		川上彦次		服部字之介		中山成太郎		渡部董之助		渡部董之助		田所美治		田所美治		田所美治
	小山健三		小山健三		山崎哲蔵		松村茂助		渡部董之助		渡部董之助		福原鏡二郎		福原鏡二郎		福原鏡二郎
	渡部董之介		渡部董之介		桑原八司		福原鏡二郎		渡部董之助		渡部董之助		福原鏡二郎		福原鏡二郎		福原鏡二郎
	秋月左都夫		秋月左都夫		寺田勇吉		赤司鷹一郎		寺田勇吉		寺田勇吉		寺田勇吉		寺田勇吉		寺田勇吉
	岡田良平		岡田良平		河内信朝		渡部董之介		佐藤安文		水井久一郎		渡部董之介		渡部董之介		渡部董之介
	佐藤安文		水井久一郎		白仁武		桑原八司		白仁武		水井久一郎		桑原八司		桑原八司		桑原八司
書記官	永井久一郎	書記官	白仁武	書記官	河内信朝	書記官	渡部董之介	書記官	水井久一郎	書記官	水井久一郎	書記官	寺田勇吉	書記官	渡部董之介	書記官	渡部董之介
専門学務局長	木下広次	専門学務局長	木下広次	専門学務局長	菊池大麓	専門学務局長	上田万年	専門学務局長	白仁武	専門学務局長	白仁武	専門学務局長	寺田勇吉	専門学務局長	寺田勇吉	専門学務局長	寺田勇吉
普通学務局長	木場貞良	普通学務局長	木場貞良	普通学務局長	手島精一	普通学務局長	沢柳政太郎	普通学務局長	木下広次	普通学務局長	木下広次	普通学務局長	寺田勇吉	普通学務局長	寺田勇吉	普通学務局長	寺田勇吉

各年の内閣官報局編『職員録』から作成。『職員録』（明治31年）は欠本。マーカーは法科出身者。

育の知識技能を有するものは、多少是れありしも、行政的敏腕家の、嘗て省内にあらざりし」という状況とを比べると、わずか二年の間に文部官僚のマジョリティーが劇的に変化していったことが分かる。

(二) 二つの専門性の緊張と共生

このことをより浮き彫りにするのが、一九〇〇年七月の『報知』に掲載された法学士で高文試験を経た文部官僚松本順吉による発言である。³⁸⁾ 松本は、小・中学の教育に携わり、郡視学・県視学に任命される教員は「教授の方法、或は管理に精通せる」が、「行政法に至っては比較的精通せりといふべからず」と批判する。³⁹⁾ そのうえで、「行政法なるものは小学教育に関しては地方制度に密着の關係を有するものなり」として行政法の重要性を説き、それを修得するには、

教育行政法なるものを研究せずといへども、一般行政法に就て研究して、之を教育の法規に適用して以て教育行政上の事務を行ふことを得べし、

と言う。この松本の発言には、自身の専門性が行政法にあることへの意識が強く現れている。そして、松本をはじめとする当時の文部官僚はすでに行政法や法学の知見を有しているからこそ、「視学社会を通して此（行政法・教育行政―筆者注）知識の、教授管理に比して発達せざることは憂ふべきことなり」と言うことができる

のである。松本の発言は郡・府県視学に向けられているが、文部省視学官にも少なからず同様のことが言えよう。

ただし、この松本の要求は視学官・視学に対してはやや過度であろう。やはり彼らの専門はどこまでも学校現場で要請される知識なのであって、行政法などの法運用ではない。文科出身の沢柳政太郎はそのことをよく認識していた。沢柳は「視学官は教育に関する法律規則を知るは勿論、学校管理の方法並に生徒教育の原理方法に熟達して居らなければならぬ」のであり、だからこそ、特別任用令で「視学官たる者は二箇年以上直轄学校の学校長又は教授たりし者、或は師範学校又は公立の中学校・高等女学校の校長たりし者より」選任するのだと言う。⁴⁰⁾

省内の大半を法学士の一般任用による官僚が占め、他方で特別任用の視学官が置かれている。このような状況に対して、最も敏感に反応したのは東京高等師範学校出身者を中心とする茗溪派や、それに関係する師範学校関係者であった。雑誌『日本之小学教師』には「大学出身者を以て充されつつ」ある文部省が、師範学校長の選任を行うことに対して、「縁故の遠き高等師範出身者を甄別する眼光は果して能く遺憾なく徹底するを得べきか」と疑念を呈する。⁴¹⁾ 参事官として嘉納治五郎や椿藁一郎などの師範学校関係者が在職した当时には「縁故の遠き」と言われることがあり得なかつただけに、五年強で視学官を含む文部官僚の構成が大きく変化していることが分かる。

そして、文官任用令（とその改正）によって法学士の官僚で占められる省内ポストのなかで、「教育家」に開かれていたポストが視学官であった。次の一九〇三年二月の『朝日』の記事はそのことを端的に表している。⁽⁴²⁾

文部省にては今回省内高等官の配置方法を改正したり。即ち従来は各局勤務の高等官は、法学士の肩書を有する参事官又は書記官をして兼任せしめたるも、今回は文学士又は茗溪派出所の視学官を加へ、表面上稍公平を見るに至れり。但し此配置にして永続するや否やは疑はしと某教育家は語り居れり。

この記事の一年ほど前に書記官と視学官を兼任していた寺田勇吉が本省から高等商業学校長に就任し、本省を去る一九〇二年二月を機に視学官は「特別」な任用が徹底され始める。参事官や書記官による視学官の兼任は行われず、中川謙二郎と野尻精一を中心として高等師範学校や帝大文科出身者が除々に視学官ポストを占めていった（表4）。また、後述するように時期が下るにつれて、視学官に理科や農科などを専門とする人物が就任し、対照的に法科出身者の視学官への就任は見られなくなっていく。「永続するや否や疑はし」とされたが、以降、視学官ポストは一般任用のポストと明確に分けられていくのである。一九〇六年、視学官に就任した幣原坦は、「当時の文部省視学官連中は、皆教育界の元老揃い」であったと述べて

いる。⁽⁴³⁾

(三) 視学官における専門性の多様化・分化

一九〇八年三月の文部省官制の改正により、視学官の人員は五人から一人に増加した。これは、視学官の専門性が「教育」といった大きな枠組みで捉えられなくなってきたことを示している。

まず、視学官の増員について、一九〇七年一〇月に当時文部次官であった沢柳政太郎は、視学官を「尠くとも十五、六名乃至二十名内外までに増員」したいと述べる。⁽⁴⁴⁾ そのうえで、中等教育は「実業学校と師範、中学、高等女学校とは嚴格に區別するの要ある」、実業学校は「農業学根、工業学校、商業学校等は其種類によりて各々督学者を區別すべき」と述べ、さらに「農業学校の内には農業に關するものと、山林に關するものと、養蚕に關するものとは是又其人を區別するの要あり」とし、「其他工業・商業に於ても又然り」と言う。沢柳の発言からは、視学官の専門をより多様に分化させ、各々の学校教育に対応させようとしていたが分かる。

実際に視学官は五人から一人に増員されたが、この視学官の専門性の多様化・分化に対して、評論家の藤原喜代蔵は手放しでそれに賛同できなかつた。⁽⁴⁵⁾ 藤原は一九一〇年当時の視学官を「新知識に富み、共に若干の未来を有す」と肯定的に評価しつつも、「唯だ憾むらくは、稍々専門に偏し過ぎて、一般を觀る明に富まざるやの觀ある」とする。そして、農業、英語、国語、小学、数学、工業など

表4 視学官変遷表

1900年				
人 名	生年	出身学校	兼 職	前 職
寺田勇吉	1853年	大学南校・開成学校	参事官・書記官・会計課長・普通学務局員	本省
中川謙二郎	1850年	開成学校	東京工業学校教授・東京師範学校教授	東京女子師範教諭
野尻精一	1860年	東京師範学校	なし	東京府尋常師範学校校長
持地六三郎	1867年	東京帝大法科	文書課長	石川県書記官
正木直彦	1862年	東京帝大法科	なし	帝国奈良博物館学芸委員
岡五郎	1855年	愛知師範学校	東京府視学官	宮城尋常師範学校校長
大島義修	1871年	東京帝大文科	陸軍歩兵少尉	第四高等学校教授
瀬戸虎記	1870年	東京帝大理科	高等師範学校教授・普通学務局員	長崎高等商業学校
小谷重	不詳	不詳	図書審査官・普通学務局員	不詳
白坂栄彦	1865年	東京帝大法科	専門学務局員	省属
隈本繁吉	1873年	東京帝大文科	図書審査官・専門学務局員	図書審査官
1905年				
人 名	生年	出身学校	兼 職	前 職
中川謙二郎	1850年	開成学校	普通学務局員	前掲
野尻精一	1860年	東京師範	専門学務局員	前掲
大島義修	1871年	東京帝大文科	専門学務局員	前掲
小森慶助	1868年	東京高等師範	文書課員	兵庫県視学官
関一	1873年	東京高等商業	東京高等商業学校教授	同左
針塚長太郎	1872年	東京帝大農科	実業学務局員	東京高等師範学校教授
1910年				
人 名	生年	出身学校	兼 職	前 職
吉武栄之進	1864年	東大理学	東京工業学校教授	同左
瀬戸虎記	1870年	東京帝大理科	専門学務局員	第六高等学校教授
針塚長太郎	1872年	東京帝大農科	実業学務局員	東京高等師範学校教授
幣原坦	1870年	東京帝大文科	なし	韓国学部学政参与官
小泉又一	1865年	東京高等師範	なし	東京高等師範学校教授
茨木清次郎	1876年	東京帝大文科	なし	第四高等学校教授
沢村真	1865年	東京農林学校	東京帝大農科大学助教授	同左
浅井郁太郎	不詳	不詳	図書審査官	文部省図書審査官
吉岡郷甫	1876年	東京帝大文科	図書審査官	第二高等学校教授
生駒万治	1867年	東京高等師範	東京高等師範学校教諭	同左
槇山栄次	1867年	東京高等師範	東京女子師範高等学校教授	北海道師範学校校長
服部教一	1872年	東京高等師範	なし	本省属

各年の内閣官報局編『職員録』(甲)、各人の国立公文書館蔵「任免裁可書」「叙位裁可書」を参照。

の各視学官の専門を「テクニク臭」と述べる。たしかに、視学官の職務自体に「テクニクのものなるが故に、此に職を奉ずるものが、テクニク臭き所あるは、数の免れざる所なり」としながらも、「大視学官」であるには、「テクニク以外に行政的識見あるを要し、国家教育の全般に互りて、透徹せる一家のを見を具へずんばならず」と言う。

視学官は学校種別・教科といった専門性（「テクニク」）を持つのは職掌上やむ得ないが、「行政的識見」、「国家教育の全般」まで視野を広げないとならないと藤原は説く。創設以降、文部省・文部官僚を評してきた藤原にとって、この時期の視学官は専門の多様化・分化の裏返しとして、行政的識見の獲得や国家における教育全般への視野が徐々に稀薄になっているように感じられたのである。

おわりに

本稿では、視学業務の担い手の経時的な変化を、一般任用の文部官僚における性格の変遷と関連づけて論じてきた。まず本稿の主張をまとめる。

明治二〇年代前半までの文部省は「学校であるか、行政府であるかを疑はれる⁽⁴⁶⁾」と言われるほどであり、学校長をはじめとする教育現場の経験を持つ人物が多く、文部本省のポストを占めていた。そのため、教育経歴を持つ官僚が視学官を兼務することが常態化し

ていた。しかし、日清「戦後経営」期に入ると、「文部省は教育行政の府なり、教育所にあらず」と文部省への認識も変わり、文部官僚に要請される専門性も変化していく。その第一段階として都筑・安広の入省、第二段階として法学士で高文試験を経た一般任用の官僚の入省があった。さらに文官任用令の改正が、官界における一般任用の官僚の増加を促進していくのである。

ここにおいて、文部省視学官は、一般任用とは異なる教育経歴を重視する任用での人事が行われることになる。そして、省内ポストにおける一般任用の官僚との住み分けは、文部省内部の問題だけではなく主に茗溪派をはじめとする師範学校関係者の大きな関心事であった。この視学官ポストも時代が下るにつれて、「教育経歴」だけでは不十分となり、学校種別や教科といったより細分化された専門を有する人物が担うことになっていった。

以上本稿で述べてきたことをまとめたが、これと関連して、①図書局（図書課）・図書審査官、②文部本省外の動向の二点を述べて、本稿の課題・展望としたい。

大臣官房の一課であった図書課は、一八九七年一〇月の文部省官制の改正により図書局となる。その後の図書課へ再度格下げされるが、図書審査官の規定などを設け課内を充実させる。二節でみた九七年の文部省による銓衡任用の制定は、視学官だけでなく図書審査官の銓衡任用をも含まれていた。また、一九〇〇年以降になると視学官との兼勤がしばしば見られこととなる。両者は職掌上教育内容面

（教育行政の「内的事項」）を多く取り扱うという点で共通するポストである。教育内容面に関する政策の質が、文部本省でどのように保たれていたかということは、視学官のみならず図書館・図書課内の官僚とそれ以外の機関、たとえば高等師範や帝大とで、どのような人事が運用されていたかということを総合的に考察する必要があるろう。

本省外では、一八九六年一二月教育諮問機関である高等教育会議が設置されている。この高等教育会議の設置は、教育行政における意思決定のプロセスが変化したと捉えられる。その他にも教育行政機関に関わる根本的な提言として、教育本部設置構想といった意見も一九〇〇年前後に生じられ、極端なものとしては文部省の廃止構想も一九〇三年に顕在化する。

意思決定の変化と組織変革の議論は、教権独立や教育行政における内的・外的事項、さらには教育行政における専門性の議論と相互に関連する議論である。これら諸機関の設置（設置構想）と文部省内部、視学官を含む文部官僚における性格変遷を踏まえた議論については稿を改めて論じたい。

注

- (1) 文官試験試補及見習規則期における文部官僚の任用については、松谷昇蔵「官僚任用制度展開期における文部省」『史学雑誌』第一二六編第一号、二〇一七年。
- (2) 主なものとして、神田修「地方「視学」機構編成論」（『東京大学教育学

官僚任用制度確立期における文部省と文部省視学官

部紀要」六号、一九六四年）や平田宗史「明治地方視学制度史の研究」（風間書房、一九七九年）。

(3) 鈴木博雄編「日本近代教育史の研究」（振学出版、一九九〇年）中の第一部「明治期文部官僚の教育史的研究」中の鈴木（三章）・掛本勲夫（二章）・麻生千明（五章）の論稿。

(4) 掛本勲夫「文部省視学官制度の成立過程」（同右著、三三頁）。

(5) 内閣記録局編「法規分類大全」第一六官職門第一四官制文部省、二九九三〇〇頁。

(6) たとえば、一八八四年四月当時文部少書記官であった依田百川は「学事巡視の事は殊に省務に関する大事なり」と認識する（学海日録研究会『学海日録』第六卷、岩波書店、一九九二年、一九頁）。

(7) 伊沢修二選歴祝賀会編『栗石自伝教界周遊前記』大空社、一九八八年、九四、九五頁。初出は一九一二年。

(8) たとえば、「森子爵の視学官論」『時論』第二七八号（一八九三年一月一五日）。

(9) 久保、檜垣、中川、野村の他に、小杉恒太郎、川上彦次、相良長綱が森文相期の視学官である。視学官就任前に小杉は千葉師範学校長、川上は兵庫師範学校長、相良は高等師範学校幹事の経歴を持つ。

(10) 前掲掛本、六一頁。

(11) 「視学官及其人物」『時論』第一七二号（一八九〇年一月二五日）、「視学官論に付教育時論記者足下に呈す」同第一八三号（一八九〇年五月一五日）。

(12) 「政務者は教務を兼ねるを得るか」『報知』第四三九号（一八九四年九月一五日）。

(13) 月淵「新文部省参事官」『報知』第四〇八号（一八九四年二月一〇日）。

(14) 彼らは学校長の経験など教育現場での経歴はなく、大学卒業後、試補として文部省に入省した。その点で、先の秋月のように文部官僚・視学官として不適任という批判を、教育経歴を重視する『時論』などの教育雑誌などから受ける可能性が少なくなかった。しかし、文科大学出身者の彼らは

それを回避している（前掲松谷）。

- (15) 国立公文書館蔵「公文類聚」第二編（明治三〇年）第一〇巻（請求番号：00780100、件名番号：009）。

- (16) 参事官は八名中七名が、本省内でポスト兼任であり、残る一名小山健三も高等商業学校長との兼任である。そのなかには視学官以外にも複数ポストを兼任している参事官が多数いる。一例として、寺田勇吉は視学官・会計課長・書記官を兼任している（一八九七年の『職員録』甲を参照）。

- (17) 「文部省新官制発布」『時論』第四五〇号（一八九七年一〇月一五日）。

- (18) 「視学制度」『時論』第四九一号（一八九八年一二月五日）。

- (19) 一九〇〇年四月一五日発刊（第五四〇号）の記事で『時論』は「其の当時（尾崎文相時代）に於ける当局者は、吾等の主張（視学局の設置を置くべきとの主張―筆者注―）を排して曰はく、視学局豈に特設すべきものならんや、文部省其の者が、是れ視学省なり、文部大臣以下、文部省大小の官吏は、悉く視学官なり」と一八九八年における文部省の認識を記している。

- (20) 「視学局設置に就て」『読売』（一八九八年八月二四日、朝刊）。

- (21) 「官制改革と文部省」『朝日』東京（一八九八年一〇月二五日、朝刊）。

- (22) 日清戦後経営については、たとえば中村政則「日清「戦後経営」論」『二橋論叢』第六四巻一―月号（一九七〇年一―月）。

- (23) 「文部の近事」『朝日』東京（一八九七年一〇月一四日、朝刊）。

- (24) 実際の高等官人員を一八九六年から一九〇〇年まで挙げると、九人、一人、一七人、二〇人、一八人となっており、九九年と一九〇〇年の間は減少しているもの（もとも一九〇一年には二〇人に戻っている）、総じて漸増していることが分かる（各年の『文部省年報』を参照）。

- (25) たとえば一八九三年と一八九七年の『文部省年報』（『二年報』と『二年報』）を見ると、一八九三年には官報掲載事項三九六件、往復文書（収受…二万五千、發送…三万三千）であったのが、一八九七年には官報掲載事項一〇一―一件、往復文書（収受…三万五千、發送…四万一千）となる。

- (26) 「某教育家の文部省談」『読売』（一八九七年五月一日、朝刊）。

- (27) 「法令雨の如し」『時論』第四五一号（一八九七年一〇月二五日）。

- (28) これについては、鄭賢珠「第二次松方内閣における文部省紛擾」『教育史フォーラム』一号、二〇〇六年）が詳しい。

- (29) 『中央新聞』一八九七年四月二七日。

- (30) 「文部省底に激すべし」『時論』第四四〇号（一八九七年七月五日）。

- (31) 「文部省の遣り方全く一変す」『時論』第四四六号（一八九七年九月五日）。

- (32) 結論として前者の記事は、教員の補充方法と直轄学校長の処遇という「失政」を「猛省憤発」することを求め、後者は「教育一切のことを唯機械的に法律と教理とにて通さんとし」、「政治家的小才子的小刀細工的党人的」と批判している。

- (33) もっとも、地方視学官や視学を検討するために、文部省内部や帝国議会などの動向についても詳細に考察されている。特に前掲の平田がそれに当たる。そのため、中川元の史料を発掘した前掲の鈴木編の研究は別として、平田の研究は中央視学官に關しても一つの到達点を示すものと考えられ、その後の文部省視学官の検討がなされてこなかった遠因となっているのではないだろうか。

- (34) 前掲、平田、三二三―三五四頁。

- (35) 以下、特別任用令の過程については、国立公文書館蔵「公文類聚」第二三編（明治三三年）第一六巻（請求番号…類0089100、件名番号…10）を参照。

- (36) 文部省視学官の任用資格は次の二号である。「一箇年以上文部省直轄学校の学校長又は奏任教官の職に在る者又は在りたる者」「第二条第三号に該当する者にして一箇年以上道府県視学官の職に在る者又は在りたる者」と規定する。なお、第二条第三号は「三箇年以上師範学校長、官立公立中学校長、官立公立高等女学校長、又は官立公立実業学校長の職に在る者又は在りたるもの」とされる。

- (37) 国立公文書館蔵「公文類聚」第二三編（明治三三年）第一五巻（請求番号

号：00848100'、件名番号：001)。

- (38) 松本は一八九七年に帝大法科を卒業し、内務省・新潟県参事官を経て、一八九九年六月に文部省に入省した(秦郁彦編『日本官僚制総合事典』東京大学出版会、二〇〇一年と『朝日新聞』東京(一八九九年六月二九日、朝刊)を参照)。
- (39) 「視学事務者と行政」『報知』第六三八号(一九〇〇年七月二八日)。以下、同資料。
- (40) 沢柳政太郎「我国の教育」同文館、一九一〇年、四二九頁。
- (41) 「更に茗溪出身の優良なる者を選抜して文部省に入れよ」『日本之小学教師』第五卷第五二号。『日本之小学教師』は、その誌名からも明らかのように、主に小学教育・小学教師の諸問題について取り上げた雑誌で、多田房之輔(千葉県師範学校卒)によって設立された国民教育学会において発刊された(教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集』第二期学校教育編第二〇巻、日本図書センター、一九八九年、各誌解題『日本之小学教師』八五、八六頁を参照)。本誌は、東京高等師範学校や地方師範学校出身者への奮起を促す記事が少なくない。
- (42) 「文部高等官配置の改正」『朝日』東京(一九〇三年二月九日、朝刊)。
- (43) 幣原坦「文化の建設」吉川弘文館、一九五三年、六五頁。
- (44) 「視学制度改革策(沢柳文部次官談)」『読売』(一九〇七年一月二九日、朝刊)。
- (45) 藤原喜代蔵「文部省視学官室の人物」『人物評論学界の賢人愚人』文教会、一九一三年、四二〇、四二二頁(本論は一九一〇年九月一三日に記された)。
- (46) 前田又吉「文部次官福原録二郎君」『教育学術界』第二四卷第三号(一九一一年一月一〇日)。